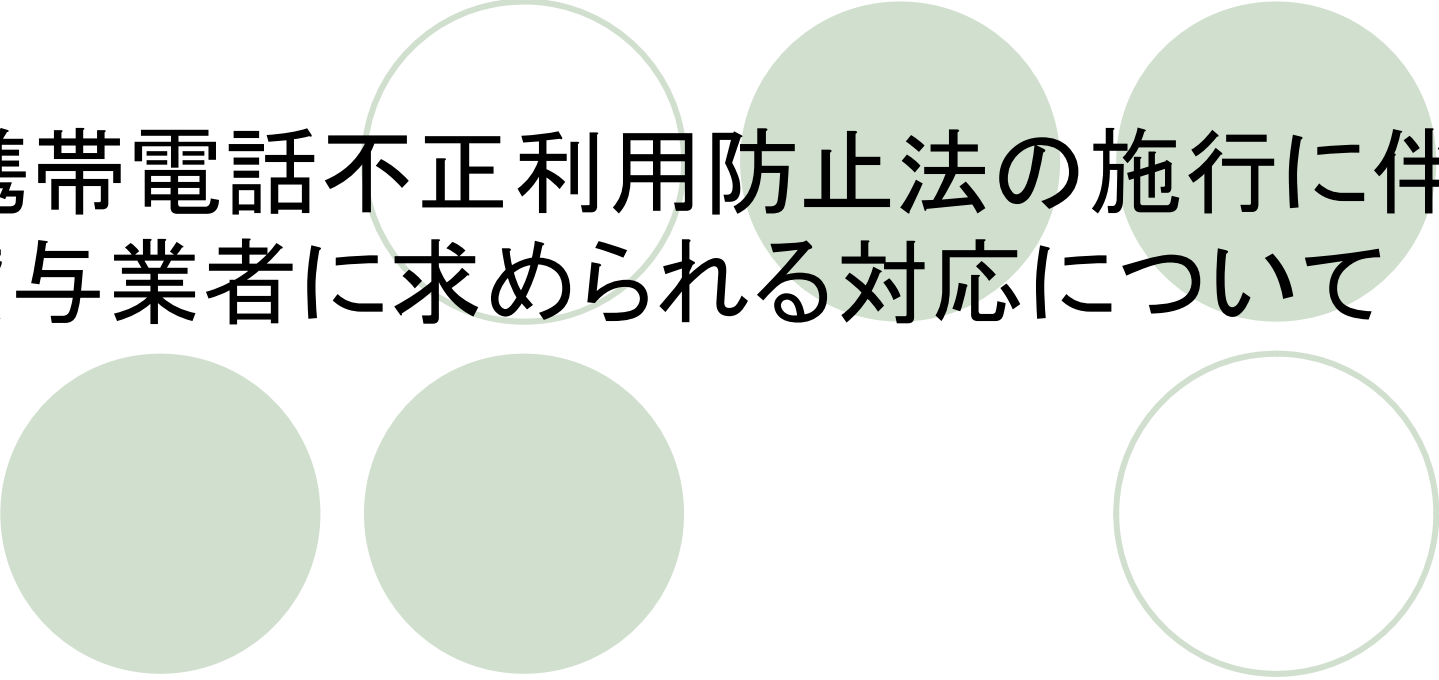




改正携帯電話不正利用防止法の施行に伴 い貸与業者に求められる対応について

平成20年11月
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 消費者行政課

1.「貸与業者」の定義

- 「貸与業者」とは、携帯電話不正利用防止法の第10条において、「①通話可能端末設備等を②有償で③貸与することを④業とする者」と定義されています。

説明

①「通話可能端末設備等」

国内で通話可能な携帯電話(SIMカードを含む)・PHSを指す。グローバルローミングなどによって、国内及び海外の双方で使うことの可能な携帯電話も該当する。いわゆる「白ロム」や、海外でのみで使用可能な携帯電話については、「通話が可能」ではないため、法の対象ではない。データカード、トランシーバー、アマチュア無線なども対象外。

※ 今後新しい技術を用いた音声通信サービスが実際に市場において提供されることとなれば、不正利用抑止という法目的に沿って、法の対象とする必要があるか否かを検討し、必要であれば省令改正を行う可能性がありますので御理解下さい。

②「有償で」

金銭その他の対価の交付を受けること若しくは対価となるべき利益の供与を受けること又はそれらの約束をすることをいう。つまり、何らかの利益を受け取っていれば、金銭の交付が無くてもこれに該当する。

③「貸与すること」

通話可能端末設備等を使用させる目的で、通話可能端末設備等の所持を移転することをいう。

④「業とする」

同種の行為を反復継続して行う意思を持って、通話可能端末設備等の有償貸与を行うこと。

2. 法の対象となるサービスの具体例

1. 空港において、海外からの旅行者に対して、日本で使用可能な携帯電話を貸し出す行為

→ ○…日本で使うことのできる携帯電話は、「通話可能端末設備等」に当たるため、法の対象となる。

2. 国内において、地方自治体等に対して貸し出す行為

→ ○…貸与の相手方が、国、地方公共団体であっても、法の対象となる。

3. 災害時などに、緊急時の連絡用に、自治体、町内会などに無償で携帯電話端末を貸し出す行為

→ ×…緊急時における、対価を受け取らない貸与は、「有償で」に該当しないため、法の対象とならない。

4. 修理中の携帯電話の代替機として、携帯電話ショップにおいて、一時的に端末を貸し出す行為

→ ×…契約時に既に本人確認がなされている携帯電話の代替機であれば、「貸与」ではなく、「役務提供契約」に当たり、法の対象とならない。

5. レンタルによって入手した携帯電話を、さらに対価を得て、貸し出す行為

→ ○…貸与されたものを貸与する行為についても、「貸与」に当たるため、法の対象となる。

6. 海外への旅行者に対して、その国でのみ使える携帯電話又はSIMカードを貸し出す行為

→ ×…日本国内で通話ができない端末は、「通話可能端末設備等」に該当しないため、この法律における「貸与業者」には該当しない。

7. いわゆる「白ロム」を貸し出す行為

→ ×…「白ロム」は「通話可能端末設備等」に該当しないため、貸与したとしても貸与業者には該当しない。

8. ブラウザチェックなどのため、携帯電話を一時的に自らの会社内で使用させる行為

×…自らの管理の下で、その端末の使用に責任を負っているのであれば、一時的に携帯電話を使わせるサービスを行ったとしても「所持の移転」には当たらない。

9. 家族内、職場内、友人間において、通話可能端末設備を一時的に貸し出す行為

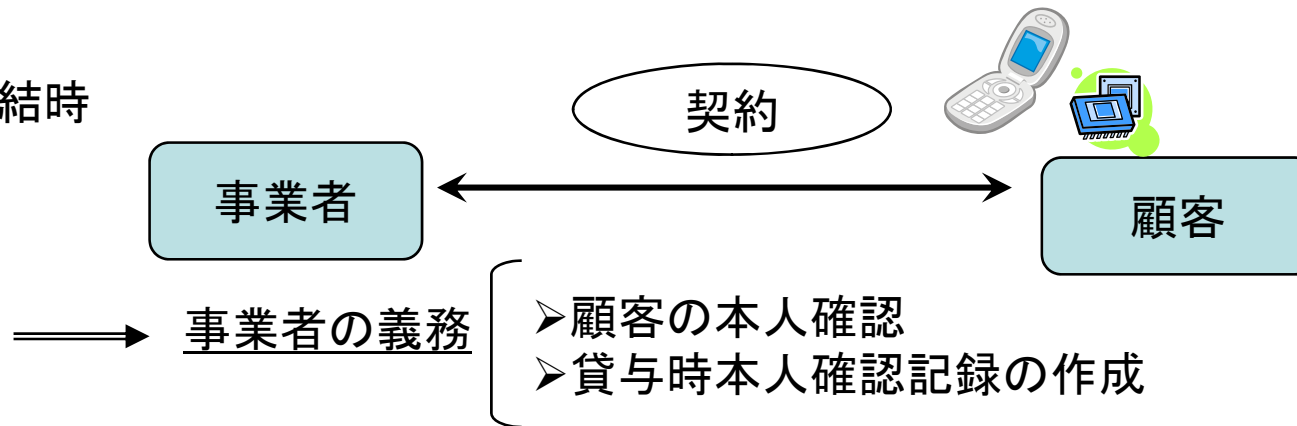
→ ×…一般的に広く行われているこのような貸与は、業として行っていないことから、該当しない。

注 上記はあくまで原則であり、「貸与」に当たるか否かは、その営業の実態面も考慮した上で判断されるものです。

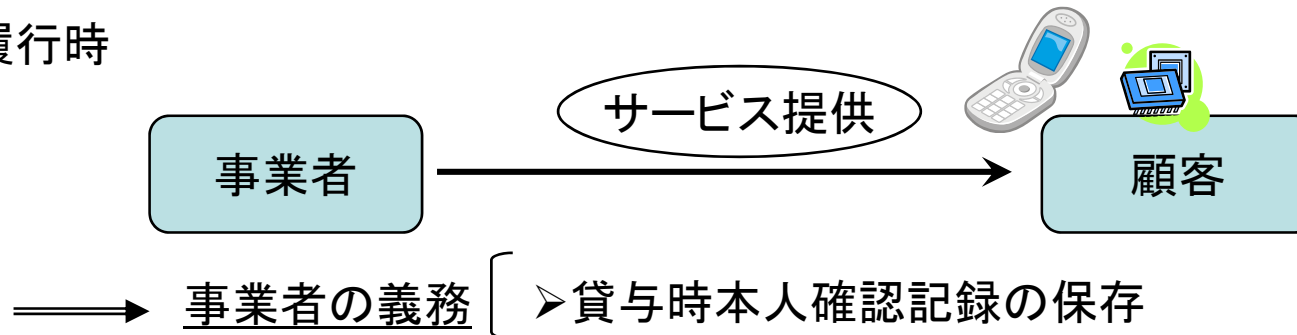
3. 具体的な実務のスキーム

○貸与業を営む者は、契約締結時、契約履行時、契約終了後のそれぞれにおいて、次のようなことを行う必要があります。

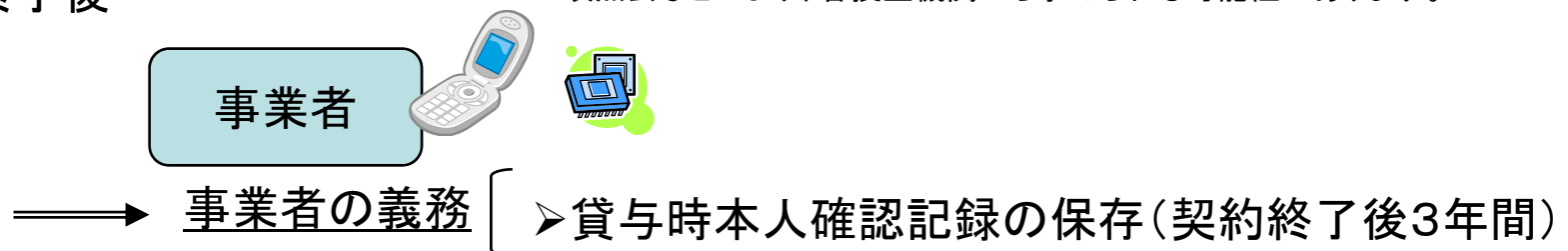
1. 契約締結時



2. 契約履行時



3. 契約終了後

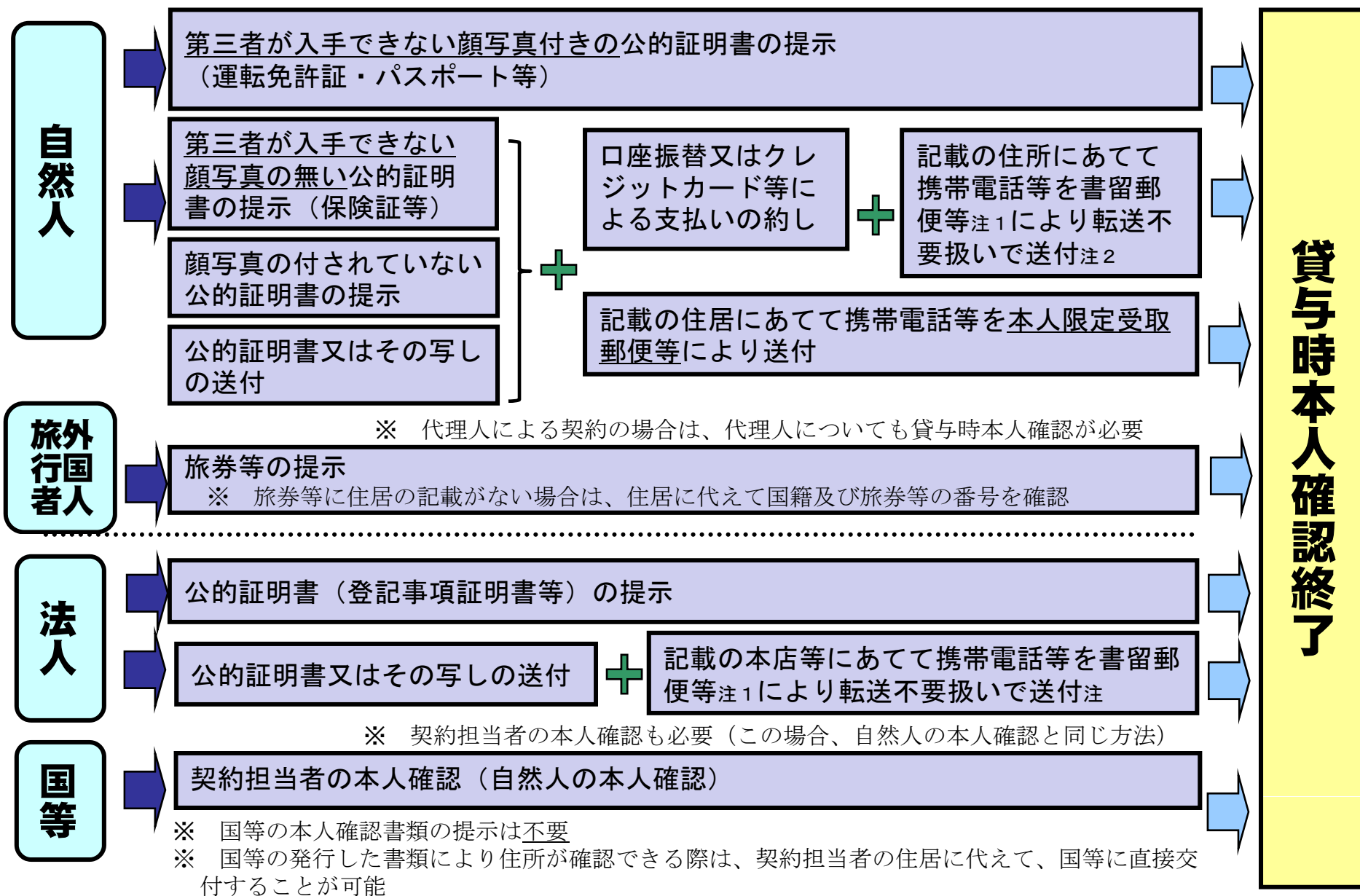


注 本人確認記録については、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会などにより、各捜査機関から求められる可能性があります。

4. 貸与時本人確認の流れ

注1: 書留郵便及びこれに類するサービスをいう。配達が行われたことが記録されることが条件。

注2: 職員が直接住所に赴いて交付することも可。



5. 「自然人」に対する本人確認

○ 「自然人」に対する本人確認については、次の点を注意してください。

1. 対面取引の場合



顔写真付き身分証証明書

- 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類の交付を受けて、本人確認を行ってください。
※ 免許証、住民基本台帳カード、旅券等、外国人登録証明書等
- 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類に住居の記載がない、又は住所変更があった場合は、公的機関が発行した書類であって住居の記載があるものの提示を受けて、住居を確認してください。
※ 各種保険証、年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳、税・社会保険料の納付証明書など
- 顔写真付きの本人確認書類を保有していない者に対しては、2と同様の方法で本人確認を行ってください。

2. 非対面取引の場合

- 契約者本人と対面で取引を行わない場合においては、本人確認書類の写しの送付を受ける(FAX等による送付も含む)ことになりますが、契約者が本人確認書類に記載された者と同一であることが確かめられないため、次のいずれかの方法でその真偽を確認することが必要になります。
 1. 口座振替又はクレジットカードを用いた方法により支払いを行うことを約し、さらに本人確認書類に記載された住所に対して通話可能端末設備等又は契約確認の文書を書留郵便等により転送不要郵便等で送付する。
 2. 本人確認書類に記載された住所に対して通話可能端末設備等又は契約確認の文書を本人限定受取郵便等により送付する。
- また、特定事項伝達型本人限定受取郵便等により本人確認を行うことも可能です。特定事項伝達型本人限定受取郵便とは、本人確認手続を貸与業者に代わって行うようなサービスの付され種類の送付です。

6. 「外国人」に対する本人確認

○ 「外国人」に対する本人確認については、次の点を注意してください。

1. 日本国内に住居を有している者



原則外国人登録証明書

- 「外国人登録証明書」などを用いて、本人確認を行ってください。方法については、自然人に対する本人確認と同様です。

2. 日本国内に住居を有していない者



原則パスポート

- 「旅券等（パスポート、乗員手帳）」を用いて、対面で本人確認を行ってください。日本に住居を有していないことから、郵送による本人確認は認められておりません。

※ 外国における住居を、書留郵便等によって転送不要郵便物等で直接確認する場合を除く。

- 「旅券等」については、その発行する国によって記載事項が異なり、住居の記載が常にあるわけではありません。よって、パスポートを用いた確認の際は、名前、国籍、旅券番号、生年月日を確認すれば足りることとしています。

※ ホテルにおいて通話可能端末設備等を渡す場合などについても、パスポートによって、上記確認事項を確認する必要があります。

- 「海外政府（大使館などを含む）」、「国際機関」、「海外法人」などに対して貸与する場合は、それぞれの機関の代表者をその法人とみなして、本人確認をすれば足りることとなっています。

7. 「法人」に対する本人確認

○ 「法人」に対する本人確認については、次の点を注意してください。

1. 対面取引の場合

- 対面取引時は、法人の本人確認書類の提示を受ける必要があります。
- 法人の本人確認書類とは、「登記事項証明書」、「印鑑登録証明書」、その他官公庁から発行された書類であって法人の名称及び所在地が確認できる書類を指します。

2. 非対面取引の場合

- 法人の本人確認書類(写しでも可)を郵送で受けた場合は、本人確認書類に記載された住所に対して通話可能端末設備等又は契約確認の文書を書留郵便等により転送不要郵便等で送付する必要があります。

※ 公共機関の発行した書類で営業所の所在地が確認できた場合は、通話可能端末設備等を、本人確認書類に記載されている所在地ではなく、当該営業所の所在地に対して送付することもできます。

3. その他

- 法人契約においては、上記の法人の本人確認に加え、契約担当者の本人確認も併せて行う必要があります。その場合の方法は、「自然人」に対する本人確認と同様です。
- 法人契約においては、その法人及び契約担当者の本人確認を行えばよいのであって、実際に携帯電話・PHSを利用する者すべての本人確認までは求められておりません。

8. 「国等」に対する本人確認

○ 「国等」についての本人確認については、次の点を注意してください。

※ 国等とは、国・地方公共団体・独立行政法人・人格のない社団・海外政府等（大使館等）・海外企業をいいます。

- 国等については、法人ではありますが、登記事項証明書のような証明書が存在しません。そこで、契約担当者の本人確認のみを行えばよいこととなっています。基本的には、自然人に対する本人確認と同様の方法で本人確認を行うこととなりますが、実際に支払いを行う者と契約担当者が異なりますので、口座又はクレジットカードを用いた支払いを行うことを約す必要はありません。
- 契約者が公共機関であって、公共機関の発行した書類でその所在地が確認できた場合は、本人確認書類に記載されている所在地ではなく、当該所在地に対して直接通話可能端末設備等を送付することができます。具体的には、公共機関の契約担当者の本人確認書類、公共機関が発行したその所在地を確認できる書類、の2つの送付を受ければ、直接公共機関に対して携帯電話等を送付することが可能です。

公共機関との契約の例（〇〇県と契約する場合）

- ①契約時・・・〇〇県の担当者であることを確かめた上で、担当者の本人確認書類を提示又は送付を受ける。さらに政府の発行した書類であって、〇〇県の事務所の住居の記載があるものの提示又は送付を受ける（公印の押された契約書であって、〇〇県の事務所所在地の記載があるものなど）。
- ②送付時・・・政府の発行した書類で、〇〇県の事務所等があると認められる場所に対して、通話可能端末設備等を送付する。
- ③送付後・・・貸与時本人確認記録の作成を行う。その際、契約の相手方が、〇〇県の代表者であることを記録に添える。

補足1(本人確認手続について)

○ 直接交付する方法について

- ・非対面の契約においては、通話可能端末設備等を郵送することとなっていますが、これについては貸与業者の職員が直接本人確認書類に記載されている所在地に出向いて交付することも可能です。その場合、「交付した者の氏名」「交付した相手が、本人確認書類に記載された者であることを確認した方法」「交付した時刻」を記録する必要があります。

○ 2回目以降の本人確認

- ・過去3年以内に契約を行ったことのある者との契約については、2回目以降の契約は、①前回契約時の契約書など契約に係る書類を提示する方法、②本人しか知り得ない事項の提示(ID・パスワードなど)を受ける方法により、本人確認を行うことができます。

※ 3年以内に本人確認を行ったことを示す書類が適切に保管されており、さらに保管されている書類に記載されている者と契約に来た者とが同一であることが明確に確認できる場合に限りします。

○ 電子署名等

- ・電子署名法に基づく電子証明書、公的個人認証法に基づく電子証明書、商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書を用いる方法もあります。

○ 用語の説明

- ・この法律で用いられている郵送方法に関する用語の定義は以下の通りです。それぞれ、同等の機能を有する日本郵政以外が提供するサービスも含みます。

「書留郵便等」・・・書留郵便、配達記録郵便、書留の小包郵便などの、配達されたことが記録され、それを事業者が確認できる方法で、送付する郵便物及びこれに準じるサービスのことをいう。

「転送不要郵便物等」・・・転送不要とは、郵便物の宛所(宛先の住所)に名あて人が居住していない場合に配達せずに還付する取扱いの郵便物、及びこれに準じるサービスのことをいう。

「本人限定受取郵便等」・・・日本郵政が提供している本人限定受取郵便などの、本人以外が受け取ることができないタイプの郵便及びこれに準じるサービスのことをいう。

「特定事項伝達型本人限定受取郵便等」・・・本人限定受取郵便等であって、本人確認手続を代行し、かつ本人確認事項を差出人に対して伝達するタイプの本人限定受取郵便等をいう。

補足2(本人確認に用いることができる公的証明書)

自然人の本人確認の場合

①提示のみで足りる公的証明書(顔写真付き身分証明書の原本)

- A 運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載のある者に限る)、旅券(パスポート)
- B 上記のほか、官公庁発行書類であって氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真の付されているもの

※ 以上の書類に、住居の記載がない場合は、国等が発行した書類であって、住居が確認できるもの(税金・社会保険料・公共料金の納付証明書、②の書類など)を補助書類として確認する必要があります。

②提示に加え取引に係る文書の送付が必要な公的証明書

- A 各種健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳
- B 外国人登録原票の写し・外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍謄本又は抄本、住民表の写し、住民票記載事項証明書
- C 上記のほか官公庁発行書類であって氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真の付されていないもの

法人の本人確認の場合

※ 法人が契約する場合には、法人の契約担当者についても本人確認が必要

- A 登記事項証明書又は印鑑登録証明書
- B 官公庁発行書類で、法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- C 電子署名(電子署名法第二条第一項の電子署名)及び電子証明書(商業登記規則第三十三条の八第二項に規定するもの)

9. 「貸与時本人確認記録」の作成について

- 「貸与時本人確認記録」を貸与契約の締結後、3日以内に作成する必要があります。
- 「貸与時本人確認記録」の作成については、文書、マイクロフィルム、各種電子ファイル、といった方法のいずれでも構いません。例えば、契約の日時等が書かれた契約書に本人確認書類のコピーを貼り付けるといった方法、本人確認に係る事項をデータベース化して保存する方法などが考えられます。
 - ※ 紛失、データ消失等の可能性に備え、それぞれバックアップをとることをお勧めします。
 - ※ 本人確認書類のコピーに際しては、その利用目的等について同意をとることが求められます。
- 貸与した通話可能端末設備等が振り込め詐欺等の犯罪に用いられた場合、「貸与時本人確認記録」の提出を各都道府県警等の捜査機関から求められる可能性があります。その場合は、速やかに協力をお願いします。
 - ※ この場合において、「貸与時本人確認記録」を捜査機関に提出する行為は、法令に基づく行為であるため、個人情報保護法上の責任を問われることはありません。
- 法律で定められた保存期間は貸与契約が終了してから3年間です。3年間は廃棄・消去してはいけません。
- 「貸与時本人確認記録」の様式は特に定められておりませんが、施行規則で定められている事項を記録する必要があります(詳しくは次ページ)

10.「貸与時本人確認記録」の記録事項

○「貸与時本人確認記録」には、大きく分けて①基本事項、②貸与時本人特定事項、③本人確認に関する事項、を記録する必要があります。

①基本事項

- ・本人確認を行った者の名称
- ・本人確認記録を作成した者
- ・貸与した契約電話の台数・電話番号

②貸与時本人特定事項

- ・自然人の場合(氏名、住居、生年月日)
- ・外国人の場合(氏名、国籍、旅券番号、生年月日)

③本人確認方法等

- ・本人確認日時
- ・貸与の相手方の属性(自然人・法人の代理契約者・国等の代理契約者)
- ・本人確認に用いた書類の名称
- ・本人確認に用いた書類を識別する番号(免許証番号など)
- ・書留郵便等及び本人限定受取郵便等を用いた場合は、引受番号等
- ・クレジットカード又は口座を通じた支払いを約した場合は、その名義及び識別番号

○ 具体的には「貸与時本人確認記録の参考様式」も参照して下さい。

※ 「貸与時本人確認記録の参考様式」は、あくまでイメージです。必ずしもこの様式に沿って作成することが義務づけられているわけではありませんが、この様式に沿って貸与時本人確認記録を作成すれば、法の求めている手続を満たしたことになります。

11. 罰則等について

罰則について

- 罰則については、現行法と基本的に同様です。

事業者に対する罰則規定

•貸与時本人確認を行わない貸与 •貸与時本人確認記録の不作成・虚偽の貸与時本人確認記録の作成 •貸与時本人確認記録の非保存	2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科
上記のそれぞれの行為についての、利用者となること目的とした、勧誘、広告、誘引行為	50万円以下の罰金

※ なお、貸与時本人確認を行わない事業者であることを知りつつ、通話可能端末設備等を貸与業者から交付された者についても、50万円の罰金が課せられます。

届出について

- 電気通信事業法及び携帯電話不正利用防止法上、貸与業を営む上での総務省に対する届出は必要ありません。

法に関する情報について

- 法に関しての情報は、総務省の携帯電話不正利用防止法のHPにおいて随時公表いたします。アドレスは、http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.htmlです。また「携帯電話不正利用防止法」で検索することによっても、HPを確認できます。

12. 法施行について

施行日について

- 改正法は、平成20年12月1日より施行されます。

施行前の取引について

- 法の対象となるか否かは、契約を行った日によります。施行以前に契約を行った取引については、改正法律で求められている方法での本人確認は必要はありません。12月1日をまたぐ契約については、契約した日が11月であれば、旧法が適用されます。
- 12月1日以降の契約に際しては、新法が適用されます。よって新法に基づいた本人確認を行い、貸与時本人確認記録を作成・保存する必要があります。
- 複数回契約者(リピーター)との契約について、12月1日以降の契約については、新法に則した本人確認を行い、記録を作成・保存する必要があります。

※ なお、以上はあくまで新法の施行期日の説明であり、新法の施行以前であっても、厳格な本人確認を行い、記録を保存することは、現行法の趣旨から見ても望ましいものです。